

# 横瀬町町民グラウンド条例

平成21年3月11日

条例第4号

横瀬町町民グラウンドの設置及び管理条例（昭和59年条例第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の心身の健全な育成、健康の維持増進及びスポーツの振興を図るため、横瀬町町民グラウンド（以下「グラウンド」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 横瀬町町民グラウンド
- （2） 位置 横瀬町大字横瀬6351番地

（区分及び管理）

第3条 グラウンドは、上グラウンドと下グラウンドに区分し、横瀬町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（利用日時及び期間）

第4条 グラウンドを利用できる日は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く日とし、利用できる時間は、次のとおりとする。

- （1） 上グラウンド
  - ア 午前 午前8時から正午まで
  - イ 午後 午後1時から午後5時まで
- （2） 下グラウンド
  - ア 午前 午前8時から正午まで
  - イ 午後 午後1時から午後5時まで
  - ウ 夜間 午後5時から午後9時まで

2 グラウンドを引き続いて利用できる期間は、3日間とする。

3 前2項にかかわらず、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可）

第5条 グラウンドを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- （1） グラウンドの管理上支障があると認められるとき。

- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他グラウンドの設置の目的に反すると認められるとき。

3 第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第7条 利用者は、利用のためグラウンドの施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(遵守事項等)

第8条 教育委員会は、グラウンドの利用に関し遵守事項を定め、管理上必要があると認めるときは、その利用者に対してその都度必要な指示をすることができる。

2 利用者は、教育委員会が管理上の必要により入場を要求したときは、これを拒むことができない。

(利用の停止及び許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はグラウンドの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用者は、グラウンドの施設等の利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に施設若しくは設備を損傷し、又は施設の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用者の責務)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に生じた事故については、利用者がその責めを負わなければならない。

(販売行為等の禁止)

第13条 グラウンド内において、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用料の納付)

第14条 利用者は、別表第1に定めるところにより、その利用区分に応じた施設使用料を納付しなければならない。

2 前項で規定する使用料のほか、下グラウンドを夜間に利用する場合は、別表第2に定める照明設備使用料を納付しなければならない。

3 利用者は、前2項に定める施設使用料及び照明設備使用料（以下「使用料」という。）を利用の許可を受けたときに納付するものとする。

(使用料の減免)

第15条 町長は、利用者が公用若しくはスポーツ振興又は公益を目的とする事業の用に供するためにグラウンドを利用する場合において、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) グラウンドの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、グラウンド施設等を利用できないとき。
- (3) 利用者が利用期日5日前までにその利用を取り消し、又は変更を申し出た場合において、教育委員会が適当と認めたとき。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、グラウンドの管理及び利用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第14条第1項関係）

利用区分		施設使用料
上グラウンド	午前	5,000円
	午後	5,000円
下グラウンド（全面）	午前	5,000円
	午後	5,000円
	夜間	5,000円
下グラウンド（半面）	午前	3,000円
	午後	3,000円
	夜間	3,000円

備考 利用者の過半数が町民以外の場合の施設使用料は、各利用区分の施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2（第14条第2項関係）

利用区分		照明設備使用料
下グラウンド	4月から同年9月までの期間	1,000円
	10月から翌年3月までの期間	2,000円

備考 利用者の過半数が町民以外の場合の照明設備使用料は、各利用区分の照明設備使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。